



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ヤロスラフ賢公の教会規定 : 解説と試訳・訳注
Author(s)	宮野, 裕
Description	研究ノート
Citation	北方人文研究, 2, 81-100
Issue Date	2009-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/38240
Type	departmental bulletin paper
File Information	05_p81-100.pdf



〈研究ノート〉

ヤロスラフ賢公の教会規定

——解説と試訳・訳注——

宮 野 裕

文学研究科西洋史学講座

はじめに

特定案件の裁判権を教会に与えるキエフ大公ヤロスラフ賢公（在位 1016-54 年）の教会規定 *устав*¹⁾ は、教会裁判の具体的な案件事例を数多く挙げており、前近代ロシアにおける社会と法との在り方、また社会そのもの、加えて教会と国家との関係を考える上で不可欠な史料である。家族内案件（特に離婚）、性的逸脱行為、侮辱行為、また衣服等生活財の窃取等に関する案件を扱う本規定は、単なる逸脱事例の列举に留まらず、教会（主教や府主教）や国家（公）による刑法的処罰の、また場合によっては被害者への賠償の規定でもある。従って、本規定の検討により、教会当局（部分的には世俗権力も）が上述の範囲での逸脱行為にどのように対処したのかを考えることができる。本稿では、我が国でこれまで紹介されたことのない本教会規定に解説を施し、これの試訳を行う。この作業は、前近代のロシア人の社会生活を規定し続けた教会裁判権の解明における第一歩である。

1 本規定の成立時期と写本の伝播について

さて本規定には、これがまさにヤロスラフ大公により、同時代のキエフ府主教イラリオン（在位 1051-54 年）と協議した上で教会に与えられたとする成立の経緯が記されている。

しかし 19 世紀以来、H. M. カラムジンに代表される殆どの研究者はこれを 14-15 世紀の偽作と見なす傾向にあった。そうした主張の背景には、現在に至るまで、11 世紀のヤロスラフ時代の写本が発見されていないという史料状況がある（最古の伝来写本は 1420 年代のもの）。それ故にカラムジンらは、本教会規定がヤロスラフの権威を借りて後代に作成された「偽作」であると考えたのである（例えばカラムジンは 14 世紀頃に本規定が成立したと想定）（*Карамзин* 1842: 38; *Голубинс-*

1) 邦語文献では教会法とも訳される（クリュチェフスキー 1979: 298-320）。本規定は本文テキストから明らかなように、教会が定めたものではなく、あくまで世俗権力によって教会に与えられたものである。教会法には、例えばビザンツにおけるように、世俗権力が作成した規定が含まれることもある。しかし本稿で扱われる類の文書を教会法と呼ぶ場合には、これが「教会が作成した法」と見なされる危険を招くであろうことが予想されるので、本稿ではそのまま教会法とは訳さず、「定めたもの」という原語的意味に基づき、教会規定と訳した。

кий 1901: 403; *Сергеевич* 1883: 160; ПРП 1952: 257-282)²⁾。これを批判し、「真作」とする説もあったが、それを支持したのはごく少数であった (*Лотоцкий* 1925: 118-138; *Карташев* 1959: 195-198)。

こうした論争に決着をつけたのが、シチャーポフの史料学的研究(1972年)である (*Щанов* 1972; *Щанов* 1989: 79-80, 97-123)³⁾。彼は100点以上の写本で伝来する本教会規定のテキストを網羅的に調査し、全ての写本を6つの版(比較的早い時期に成立した拡大版と簡素版、そしてこれら2種の古い版の改訂版であるルミャンツェフ版、タルノフスキー版、ウースチュク版、西ロシア版)に分類した上で、それぞれのテキストの用語を精査し、本教会規定がまさにヤロスラフ大公の真正文書であると結論づけたのである (*Щанов* 1972: 200-306)。

しかし、結論に劣らず重要なのはシチャーポフが更に進めた研究の成果である。既に古くから先行研究は、写本によって本教会規定の内容に差があることを明らかにしていたが、シチャーポフは、その伝来の系統樹を想定し、各々の版の成立地と成立年代を絞ることによって各地域への本規定の伝播状況を克明に描き出した (*Щанов* 1972: 178-306; *Щанов* 1989: 74-123)。彼によれば、ヤロスラフの死後、地方の諸管区(主教座等)はその元々の内容を各々の地方的条件に合わせて、時に都合良く改訂していった。言うまでもなく、この時点でヤロスラフの名は、確かに立法者として記されるものの、実質的にはその内容の権威付けに寄与したに過ぎない。このように本規定はヤロスラフの名を冠することで、その改定点をも含め本規定の全条項がヤロスラフが定めた権威ある、そして伝統的な条項であるとして正当化されている。伝統が正当性の根拠として特に重視された前近代社会において、そうした正当化の手法は極めて有効であった。このようにして、本規定は、ヤロスラフの名を維持しながらおよそ18世紀に至るまで、北東ルーシ、南西ルーシ、西ルーシ(リトアニア大公国支配地域を含む)、ノヴゴロドにおいてそれぞれ独自に改訂され続けたのである。

従って本規定を利用して、地域と時期とをある程度具体化しながら、11世紀に限定されることなく前近代ロシアの教会裁判権について考えることができるのである。

2 伝来写本と版について

(1) 拡大版

最大で56条からなる本規定の「拡大版」は、シチャーポフによれば、12世紀から13世紀初頭にかけて、先行する原初版(伝来せず)の教会規定を基にキエフ地方で作成された (*Щанов* 1972: 257)。但し伝来する最古の「拡大版」の写本は1420年代のもの(ГИМ. Муз. 1009.)である。この版の特徴は、原則的に四種の教会文書(①「ウラジーミル聖公の教会規定⁴⁾」、②「165人の聖人の規則」、③「教会管轄民に関する規則」、そして本稿で扱われている④「ヤロスラフ公の教会規定」)を一組(カルテット)にして伝えている点にある。

2) 偽作説をとる研究者の中では、クリュチェフスキーとユシコフが例外的に本規定を12世紀にまで遡らせている。*Ключевский* 1959: 257, 261-274; *Юшков* 1949: 213。

3) シチャーポフ以外で比較的このテーマに取り組んだのがС. В. ユシコフである。*Юшков* 1989-1; *Юшков* 1989-2; *Юшков* 1989-3; *Юшков* 1989-4。その他にはПРП 1952: 233-285; *Kaiser* 1980: 50-60; *Российское* 1984: 133-298。

4) 「ウラジーミルの教会規定」には邦訳がある(中村1994: 19-22)。そこで翻訳されているのは同教会規定のいわゆる「百章版」である。

拡大版の教会規定は、その伝来方法・形態と内容により、以下5つのグループに分類される。

第一のグループは、最大の伝来写本数（7本）を有する**主要グループ**である。条項数は拡大版という名に相応しく膨大である（理念型は全56条）（*Шанов* 1972: 216-219; ДКУ 1976: 85-91）。6本の写本で伝わる**イパーチャー・グループ**は拡大版に属すが、大部分の条項が省略されている点の特徴である。但し条項の内容から判断すれば、このグループを拡大版に含めるべきである（*Шанов* 1972: 215-216; ДКУ 1976: 91-93）。**古文書（アルヘオグラフ）グループ**の写本は主要グループのそれに内容的に近いが、拡大版と簡素版に分離する以前の原初版の影響を強く受けている（*Шанов* 1972: 208-211; ДКУ 1976: 93-99）。また、一部の写本では上記のカルテットが壊れている。**マルケロフ・グループ**は17世紀の1写本のみで伝わっており、コルムチャヤ・クニーガや教父たちの著述からの抜粋を含む文集の一部である（*Шанов* 1972: 211-215; ДКУ 1976: 99-103）。**アルヒーフ・グループ**は西ルーシで14-15世紀に成立した年代記に添付される形で、伝来写本1本で伝わっている（*Шанов* 1972: 219-221; ДКУ 1976: 103-107）。

(2) 簡素版

シチャーポフによれば、この版は14世紀中頃のモスクワ（大公セシオン或いはイヴァン2世治世）で成立した（*Шанов* 1972: 243）。これは先に成立した拡大版からの派生物ではない。簡素版も拡大版も更に古い時期の共通先行版を直接の土台としているという（*Шанов* 1972: 233-234）。この版の伝来する最古の写本は15世紀半ば～第3四半期初め（РНБ. Q. XVII. 58.）のものである。条文数は基本的に39条からなる。

この版の教会規定もまた、ごく少数の写本を例外として、上記の三文書（①「ウラジーミル公の教会規定」、②「165人の聖人の規則」、③「教会管轄民に関する規則」）とともに一塊のカルテットを形成している。そうした特徴以外に、伝来の仕方と教会規定の内容そのものの差により、この版の教会規定は大きく次の6グループに分類される。

第一に、最大の数（47本）を誇るのが**コルムチャヤ・グループ**である。これは、ルーシの教会・世俗関連文献を集めた文集（ノモカノン）、ロシア語でいうコルムチャヤ・クニーガ（『舵の書』）の付属文書として伝わっている。ここでいうコルムチャヤとは、14世紀初頭のモスクワ府主教座において作成された版（チュードフ版コルムチャヤ）である。ヤロスラフの規定が加えられることにより、チュードフ版コルムチャヤの具体的な構成は、①ルーシ改訂版コルムチャヤ（1274年成立）に遡るコルムチャヤ本体、②「正義の尺度（正しいはかり）」、③一連の補足文書、更に④本規定を含めた上記の四文書になった（*Шанов* 1972: 200-202; 241-243; ДКУ 1976: 107-115）。

7本の伝来写本が存在する**フロロフ・グループ**の教会規定は、モスクワ大公ヴァシーリー1世（在位1389-1425年）とモスクワ府主教との間で交わされた裁判権確認文書と共に伝来するという特徴を持つ。但しここで言うモスクワ府主教とは、キプリアン（在位1380-1407年）の場合とフォーチャー（在位1408-32年）の場合がある。だがいずれにせよ、確認文書と共に伝来しているという事実は変わらない（*Шанов* 1972: 202; ДКУ 1976: 115-120）。**バリゼル・グループ**の教会規定（5本）は、ソフィア第1年代記の第2版の、更にその一部の版（バリゼル版）とともに伝来している。シチャーポフによれば、これはフロロフ・グループの改訂版であり、1460年代に成立したという（*Шанов* 1972: 203; ДКУ 1976: 120-125）。僅か2本の写本のみで伝わる**ペロオーゼロ・グループ**の教会規定は、その内容と写本の出所から判断して、キリロ・ペロオーゼロ修道院で作られた改訂版である（*Шанов* 1972: 203-206; ДКУ 1976: 120-125）。**アカデミー・グループ**に分類され

る教会規定は1本だけであり、これは15世紀第2四半期中頃の北東ルーシ、恐らくはモスクワで改訂を施された版である（Шанов 1972: 206-207; ДКУ 1976: 115-120）。リヴィウ・グループは1777年の裁判文書に掲載されて伝わるラテン語版である（ДКУ 1976: 125-127）。

(3) 後代の版

ルミャンツェフ版、タルノフスキー版、西ロシア版、ウースチュク版といった後代の版は、上記の簡素版と拡大版の折衷的編集版である。ルミャンツェフ版は、簡素版のプロロフ・グループと拡大版の古型とを組み合わせた版であり、5本の写本で伝来する（理念型は全52条）（Шанов 1972: 224-226; ДКУ 1976: 127-132）。起源的にこれに近いのが唯一の写本で伝わるタルノフスキー版である（全48条）（Шанов 1972: 221-223; ДКУ 1976: 132-136）。本規定に続いてリトアニア大公アレクサンドラス（在位1492-1506年）の保証文書を伝え、また文書の表題も「ヤロスラフの文書 Свитокъ Ярославль」にされているのが西ロシア版である（Шанов 1972: 226-231; ДКУ 1976: 136-138）。最後に、ウースチュク年代記1053年の記事で伝わるウースチュク版がある（Шанов 1972: 231-233; ДКУ 1976: 138-139; Полное 1982: 27-28）。

3 諸版間の系譜関係に関するシチャーポフ説の問題点

以上で諸版を紹介したが、これはあまりにも羅列的であり、諸版成立の動的な動きが見えない恐れがある。そこで、本教会規定の諸版の成立過程をシチャーポフに従って簡単に確認しておく。

まず、11世紀のヤロスラフ時代に原初版が成立した。これは現存せず、従って仮説以上のものではないのだが、シチャーポフによればこれは全42条からなっていた（Шанов 1972: 293-296）。

次いで、12世紀から13世紀への転換期に、原初版に多くの条項が追加され、拡大版と呼ばれる版が成立した。その際にこの規定は、上記の「教会管轄民の規則」、「165人の聖人の規則」、そしていわゆる「オレニン版⁵⁾」のウラジーミルの教会規定と共に一つの組みをなした。四文書からなるこの組み（カルテット）はその後、教会法文集であるコルムチャヤ・クニーガとは無縁なままで筆写され続けた。

その後、14世紀半ばになると、モスクワ府主教座で簡素版の教会規定が作成された。シチャーポフによれば、これは拡大版の改訂版ではなく、原初版から別途作成された。この版の規定は拡大版に比べて条文が少ないことがその第一の特徴であるが、それに劣らぬ特徴として確認されるべきは、①こちらの版もまたカルテットを組んでいるが、そこに含まれるウラジーミルの教会規定は、上述の「オレニン版」ではなく、それとは異なる「シノド版⁶⁾」である点である。そして②この新しいカルテットの成立時に初めて、カルテットはコルムチャヤ・クニーガの一部になったことである⁷⁾。

本教会規定のテキストの伝来や改訂、普及の概略は以上の通りである。この概略自体については

5) シチャーポフはこの版を「オレニン」と呼ぶ由来について何も述べていない。ただ察するに、ペテルブルクの国立図書館（旧シチェドリノ公共図書館）の初代館長で、写本コレクターでもあった A. H. オレニンのコレクションと関係があるように思われる。

6) かつてシノド（宗務院）が所有していた手稿コレクション（現在は国立歴史博物館所蔵）を構成した一写本（Синод. 132）に記されていた教会規定のテキストに代表される版の総称。

7) それ以前のコルムチャヤ・クニーガには、カルテットを構成する文書で言えば、ウラジーミルの規則が含まれることがあったに過ぎない（ヴァルソノフィエフ版コルムチャヤ等）。

本稿の筆者が問題にしたい点はない。しかし、この概略をもとにしてシチャーポフが推論する本規定の、拡大版と簡素版の関係については、筆者は若干の修正を提案したい。

シチャーポフによれば、テキスト学的に言えば、先に成立した拡大版は後から成立した簡素版に影響を及ぼさなかった。それゆえ、彼は、簡素版成立時の状況を浮かび上がらせるために、一方で想定される原初版と、他方で簡素版との間で相違する条項に注目した。その結果、彼は、国家へ一部の裁判権（手数料）を引き渡す形での教会裁判権の制限をこの時期の教会裁判権の変容の特徴として挙げるに至った（Шанов 1972: 234-240）。

しかし筆者の考えでは、この差分条項は決してそうした性格のものではない。

拡大版と簡素版には、確かに直接的なテキスト的關係はないように見える。しかし、筆者は、14世紀半ばのモスクワでコルムチャヤ・クニーガ（チュードフ版）に本規定を含む**カルテット全体が統合された**前述の事実に着目したい。既に C. B. ユシコフが指摘してきたように、12世紀末から13世紀初頭にカルテットの原形が成立して以来（Юшков 1989-1: 30-59, 68-70）、カルテットは、コルムチャヤ・クニーガには入らなかったものの長らく生き延びていて、この四文書を一塊と見なす伝統が、14世紀半ばのモスクワの教会聖職者にも知られていたと考えられる。なぜならモスクワの聖職者たちは、個々の規定ではなく、以前から存在していた四文書のカルテットを壊さずにコルムチャヤに含めたからである。

しかし、その際に彼らは、カルテットを構成する各々の文章を部分的に見直した。すなわちオレニン版のウラジーミルの教会規定（全11章構成）は、いわゆるシノド版のウラジーミルの教会規定（全19章構成）に代えられた。ヤロスラフの規定に関しても同様の代替が行われた。すなわち旧カルテットを構成していた拡大版規定（全56条構成）は、新たに作成された簡素版（全39章構成）に代わった。つまり、テキスト学的には両者は関係がないとしても、当時の状況において、ヤロスラフの規定の拡大版はモスクワの聖職者たちにより、少なくとも部分的に否定され、新たに原初版をもとにして簡素版が作成されたと考えられるのである。そして聖職者たちは、四文書はカルテットを形成するという伝統を外見的には忠実に守りながら、コルムチャヤとそれとの統合に成功したのである。

こうした状況が想定される以上、次に、なぜ14世紀半ばのモスクワにおいて、拡大版が拒絶され、簡素版が作成されたのかを考える必要がある（この点はウラジーミルの教会規定に関しても同じ問いが生じるだろう）。この問いへの回答は本稿の枠を越えるため別稿に期したいが、最も自然な回答は、シチャーポフも考えるように、当時のモスクワ公国の状況に拡大版の規定は相応しくなかったとするものだろう（Шанов 1972: 243）。従って、14世紀モスクワで成立した簡素版の理解のために重要なのは拡大版との比較なのであり、シチャーポフが考えたような、原初版との比較ではないのである。とりわけ、①拡大版に存在する条項のうち、簡素版には引き継がれなかった条項、そして②拡大版にはなかったが、簡素版で登場した条項が注目に値するだろう。

モスクワで生じたこの版の規定はその後、大公国の拡大と共に全ロシア的规定になっていくことを考慮すれば、上記の問いの考察により前近代ロシアの教会裁判権の歴史の一段階を把握できることになる。その検討が今後の筆者の課題である。

「ヤロスラフ賢公の教会規定」試訳

本稿ではその重要性に鑑み、簡素版と拡大版の両系統のテキストを訳出の対象とする。成立年代順に並べれば、先に拡大版が来るべきであるが、上述のように今後の課題として拡大版から簡素版への変化の検討が予定されているため、簡素版の訳を先に示し、各条項において拡大版との相違に特に言及した。拡大版については、必要な条文にのみ訳注を付けた。

(1) ヤロスラフの教会規定（簡素版） コルムチャヤ・グループ БАН. 21. 5. 5

1 余、ウラジーミルの子である大公ヤロスラフは、その父の遺言により、府主教〔イ〕ラリオンと協議し、ギリシアのノモカノンを作成した。公や貴族はこの〔以下の〕裁判案件を裁くべきではない。余は府主教と主教たちに、諸規則やノモカノンに書かれている、キリスト教徒が住む全都市、全領域に關しての裁判権を与えた。

〈訳注〉

拡大版第1章を参照。拡大版の後段部分が大幅に整理され、本条では大枠が提示されるに留まった。

2 誰かが娘を〔略奪結婚のために〕誘拐するか強姦する場合、それが貴族の娘であれば、その辱めゆえに彼女に5金グリヴナを、主教に5金グリヴナを〔支払う〕。下級貴族〔の娘〕には1金グリヴナを、主教には1金グリヴナを〔支払う〕。有産者の〔娘には〕その辱めのゆえに5銀グリヴナを、主教には5銀グリヴナを〔支払う〕。誘拐犯たちからは1銀グリヴナずつを主教は〔取り〕、公が彼らを罰する。

〈訳注〉

拡大版第2条を参照。本条での「誘拐」（及び恐らくは結果としての「強姦」）行為は前キリスト教的な略奪結婚を目的とした行為である（Сумцов 1996: 250, примечание 5）。但し、研究者により、解釈には若干の差がある。ジミーンはこの条項で扱われる犯罪を単一の犯罪「力づくでの娘の誘拐」と考えるが、セミデルキンは、本稿筆者が「誘拐するか強姦する場合」と訳出した箇所を、「合意の上での誘拐か無理強いでの誘拐」と考えている。「合意の上での誘拐」とは、セミデルキンによると、娘本人が承知の上で略奪結婚の形態をとることのようである（P3 1984: 173）。他方でシチャーポフは娘を「誘拐するか暴力をふるう場合」と理解する。「裁判権力」の著者は「誘拐するか強姦するか」であると考えている（Кутафин 2003: 544）。本稿筆者は本条を「誘拐するか強姦する」と訳した。

ここでの誘拐（と強姦）は異教的慣習に基づいた結婚の一形態である。次の条項とは異なり、本条では被害者が娘に限定されていることも、これが単なる性犯罪ではなく、婚姻関係の締結と関係した「犯罪」であることを裏付けるだろう。セミデルキンによれば、教会はその管轄外でのこうした婚姻を禁じ、教会婚こそが正当な婚姻であるとするために、異教的手法による求婚者とその仲間に罰金を課したとする。

簡素版では、有産者の娘の誘拐に対する罰金額に変更が加えられた。拡大版における1ルーブリから5銀グリヴナへ変化している。また誘拐の共犯者からの罰金が拡大版における60（本文に貨幣

単位なし) から1銀グリヴナに変化している。

金グリヴナ：1金グリヴナは12銀グリヴナに、そして48グリヴナ・クナに等しい。ヤロスラフ時代には、1グリヴナ・クナは20ノガタ、または50レザナ、或いは100ベクシャに等しかったとされる。

貴族と下級貴族：ジミーンによれば、この区分は中世ブルガリアに特徴的であり、ロシア史料にはこの区分が殆ど存在しないことを彼は指摘した。但し比較的后代の若干の法文書には登場する。ルーシ法典[ルビ：ルースカヤ・ブラウダ]拡大版(ロゼンカンブフ写本)、府主教裁判法を参照(ИПП 1952: 210-211; ИПП 1955: 427)。

3 貴族の娘或いは貴族の妻を強姦する者があれば、その辱めのゆえに、彼女に5金グリヴナ、主教に5金グリヴナを[支払う]。また下級貴族の[娘や妻の強姦に対し彼女に]1金グリヴナを、主教には1金グリヴナを[支払う]。有産者の[娘や妻の強姦に対し彼女に]3ルーブリ、主教に3ルーブリを[支払う]。庶民の[娘や妻の強姦に対し彼女には]15グリヴナ、主教には15グリヴナを[支払い]、公が処罰する。

〈訳注〉

拡大版第3条を参照。有産者および庶民の娘や妻の強姦に対する罰金額に変更がある。被害者が有産者の妻子の場合、2ルーブリから3ルーブリへ、庶民の妻子の場合には12グリヴナから15グリヴナに増額されている。

4 上級貴族が、罪がないにもかかわらず妻を離縁するならば、その辱めのゆえに、彼女に300グリヴナを、主教には5金グリヴナを[支払う]。有産者[が罪もないのに妻を離縁するならば、彼女に]3ルーブリを、主教には3ルーブリを[支払う]。庶民[が罪もないのに妻を離縁するならば、彼女に]15グリヴナ、主教に15グリヴナを[支払い]、公が処罰する。

〈訳注〉

新条項。専ら貴族の離婚について規定した拡大版第4条の条文テキストを利用しながら、本条はそれとは全く異なる案件を扱っている。すなわち正当な理由無しでの離婚が、当事者の身分別(貴族以外にも)に検討されている。そうした夫は妻と主教に金銭を支払った上、公によって処罰された。

尚、ここで出現し、以後の条文でも度々登場する、金とも銀とも記されないグリヴナを、シチャーポフは、グリヴナ・クナと解している(P3 1984: 197)。金銀グリヴナとの価値比率については簡素版第2条注釈を参照のこと。

5 未婚の娘が父親や母親のところで婚外子を産み、[それが]露見したなら、彼女を教会の館に収容する。

〈訳注〉

拡大版第5条を参照。拡大版では寡婦による婚外子の出産に関しても言及されていたが、本条でそれは存在しない。

女性教会の館に収容されたが、この教会の館はセミデルキンによれば修道院内にあった(P3 1984: 176)。この種の処分は、11世紀のキエフ府主教ゲオルギーの戒律によると、墮胎した女性にも適用された。

6 人妻〔が夫以外の男との子を両親のところで産んだ場合〕も同じである。その場合には親族が彼女を買い戻して解放する。

〈訳注〉

拡大版第6条を参照。拡大版にあった具体的な堕胎方法や嬰兒の遺棄に関する記述は引き継がれず、条文が簡素にされている。

7 誰かが娘を自分のもとに誘惑し、しかしこの娘を集団で暴行するなら、その誘惑者から主教は3銀グリヴナ、娘はその辱めのゆえに3銀グリヴナを〔取る〕。暴行に関わった者たちからは〔主教は〕1グリヴナずつ〔取り〕、公が処罰する。

〈訳注〉

新条項。娘が非暴力的に拐かされた場合の罰金及び処罰が規定されている。

8 夫が妻以外の〔女性と〕姦淫を犯すなら、主教に罰金を〔支払い〕、公が処罰する。

〈訳注〉

拡大版第8条を参照。本条はこれをそのまま引き継いでいる。セミデルキンによれば、夫の不貞はビザンツでもルーシでも離婚を正当化しなかった（P3 1984: 176）。こうした案件は、夫に対する処罰で解決された。

9 夫が別の妻と結婚するが、古い妻と別れないならば、この夫は主教に罰金を〔支払い〕、新しい〔妻〕を教会の館に〔収容し〕、古い〔妻〕と暮らす。

〈訳注〉

拡大版第9条を参照。本条は拡大版の条項を繰り返している。

セミデルキンやシチャーポフによれば、本条で念頭におかれる案件は重婚ではなく、最初の妻と正式の離婚手続きをせずに関別、そして第二の妻を、当然教会の手続きを経ずに娶った事例である（P3 1984: 178, 196）。

10 妻が悪い病気にかかるか、盲目になるか、慢性の病気にかかったとしても、そのことで妻を離縁してはならない。

11 同様〔のことで〕、妻は夫を離縁してはならない。

〈訳注〉

2つの条項は拡大版第11-12条を繰り返している。

疾病は夫婦の離婚理由にはならなかった。セミデルキンによれば、ビザンツ法においても基本的には夫婦の離婚は認められなかったが、いわゆるハンセン病の場合は例外とされたという（P3 1984: 178.）。

12 代父が代母と姦淫を犯すなら、主教に1金グリヴナを〔支払い〕、教会刑に〔付される〕。

〈訳注〉

拡大版第13条参照。罰金額が12グリヴナから1金グリヴナに変化した。

13 誰かが屋敷、或いは打穀場、或いはその他のものに放火するなら、主教に100グリヴナを〔支

払い]、公が処罰する。

〈訳注〉

拡大版第 14 条参照。罰金額が 40 から 100 グリヴナに増加した他に、教会刑に関する指示が引き継がれなかった。

14 誰かが自分の姉妹と罪を犯すならば、主教に 100 グリヴナを [支払い]、教会刑に処され、[次いで] 法に従って処罰がある。

〈訳注〉

拡大版第 15 条参照。罰金額が 40 から 100 グリヴナに増加した。

15 近親が結婚するならば、主教に 80 グリヴナを [支払い]、[主教は] 彼らを離別させ、[彼らを] 教会刑に処す。

〈訳注〉

拡大版第 16 条参照。罰金額が 40 から 80 グリヴナに倍増した。

16 誰かが 2 人の妻を娶るならば、主教に 40 グリヴナを [支払い]、妻持ちの男のところにきたその者 [第二の妻] を教会の館に [収容する]。最初の [妻] を法に従って [妻として] 取る。[それにもかかわらず] 狡猾にもそれ以後も、彼女 [第二の妻] を娶りつづけるならば、刑を以て彼を処罰する。

〈訳注〉

拡大版第 17 条参照。人民裁判法第 15 章「2 人の妻を持つ者について」および「重婚について」の章も見よ (Зако́н 1961: 37)。簡素版では罰金額が 20 から 40 グリヴナに倍増した。

17 夫が自分の意志で妻と離婚するならば、主教に 12 グリヴナを [支払い]、[教会で] 結婚式を挙げていなかった場合には、主教に 6 グリヴナを [支払う]。

〈訳注〉

拡大版第 18 条参照。古ルーシでは恣意的な離婚は、それがたとえ教会婚でなかったとしても禁じられていた。シチャーポフらが述べるように、本来非教会婚を認めない教会がその離婚を認めているという意味で、教会は現実との「妥協」を余儀なくされた (P3 1984: 181, 198)。

18 誰かが修道女と姦淫を犯すならば、主教に 100 グリヴナを [支払う]。動物と [姦淫を犯す] ならば 12 グリヴナを [主教に支払う]。[主教は彼を] 教会刑に付す。

〈訳注〉

拡大版第 20、21 条参照。人民裁判法第 7 章「修道女との罪」に関するを見よ (Зако́н 1961: 37)。

修道女と姦淫をなした者に対する罰金額が 40 から 100 グリヴナに倍増した。動物と交わった者に対する罰金額には変化はない。

19 舅が息子の嫁と姦淫を犯すならば、主教に 100 グリヴナを [支払い]、法に従って教会刑が [彼に付される]。

〈訳注〉

拡大版第22条参照。罰金額が40から100グリヴナに増加した。

20 誰かが2人の姉妹と姦淫を犯すならば、主教に30グリヴナを〔支払う〕。

〈訳注〉

拡大版第23条参照。罰金額が12から30グリヴナに増加した。

21 夫の兄弟が妻の姉妹と姦淫を犯すならば、主教に30グリヴナを〔支払う〕。

〈訳注〉

拡大版第25条参照。罰金額が12から30グリヴナに増加した。

22 誰かが継母と姦淫を犯すならば、主教に40グリヴナを〔支払う〕。

〈訳注〉

拡大版第26条参照。罰金額が12から40グリヴナに増加した。

23 2人の兄弟が1人の女性と〔姦淫を犯す〕ならば、〔彼らは〕主教に100グリヴナを〔支払い〕、その女性は館に〔入る〕。

〈訳注〉

拡大版第27条参照。罰金額が30から100グリヴナに増加した。

24 娘が嫁に行くことを望まないのに父と母が無理矢理に〔嫁に〕出し、〔その結果、娘が〕自殺するならば、父と母は主教に罰金を〔支払い〕、両人は費用を支払う。息子の場合も同様である。

〈訳注〉

拡大版第29条参照。娘を嫁に出すことを無理強いし、その結果として娘が自殺した場合の両親の処罰を本条は定めている。

そうした場合に拡大版では罰金を支払うと明示されていたが、それが簡素版では「費用（損害・支出）」に変わり、加えて娘でなく息子が自殺した場合にも言及されている。シチャーポフは本条における変化を当時の社会における商品金融関係の発達の反映と見なす（Иванов 1972: 239）。

25 誰かが他人の、上級貴族の妻をふしだらな女と呼ぶならば、その辱めのゆえに、彼女に5金グリヴナを〔支払い〕、主教に5金グリヴナを〔支払い〕、公が処罰する。またそれが下級貴族の〔妻〕なら、その辱めのゆえに、彼女に3金グリヴナを〔支払い〕、主教に3金グリヴナを〔支払う〕。それが都市民の〔妻〕なら、その辱めのゆえに、彼女に3銀グリヴナを〔支払い〕、主教に3銀グリヴナを〔支払う〕。それが農村民の〔妻〕なら、その辱めのゆえに、彼女に1銀グリヴナを〔支払い〕、主教に1銀グリヴナを〔支払う〕。

〈訳注〉

拡大版第30条参照。罰金額に変更がある。下級貴族および都市民の妻を侮辱した場合に、府主教への罰金が3金グリヴナから1ルーブリに、また農村民の妻の場合、本人には60レザナから1銀グリヴナへ、主教へは3グリヴナから1銀グリヴナに変更されている。

26 [誰かが誰かの]頭髮ないしは髭を剃るならば、主教に 12 グリヴナを[支払い]、公が処罰する。

〈訳注〉

拡大版第 31 条参照。罰金額に変化はない。

27 男が麻、或いは亜麻、あらゆる穀物を盗もうとするならば、主教に罰金を [支払い]、[その罰金は] 公と折半される。それを盗もうとした女も同様である。

〈訳注〉

拡大版第 32 条参照。徴収された罰金はこれまで専ら主教の手中に収まっていたが、簡素版では公と折半されることが規定された。また罰金額が明示されなくなった。シチャーポフは本条以下の 3 条 (第 27-29 条) における「折半条項」の追記を 14 世紀モスクワにおける教会裁判権の制限の現れとする (Иланов 1972: 235-238)。

28 男が白い麻服、或いは亜麻布、衣服、腰巻きを盗むならば、女性の場合も同様であるが、主教に罰金を [支払い]、[その罰金は] 公と折半される。

〈訳注〉

拡大版第 33 条参照。前条と同じく、罰金が公との折半にされた。また同じく罰金額が明示されなくなった。列举される盗品に腰巻きが追加されたが、これは単に衣料品の具体例が増えただけだろう。

29 結婚と[婚約]時の殴打や殺人について。殺害が生じるならば、[彼らは] 公に人命金を支払い、[それは] 主教と折半される。

〈訳注〉

新条項。こうした条項の追記は、言うまでもなく当時の状況を反映していると考えられる。

殺人が生じた際の人命金の徴収は既にルーシ法典拡大版で知られる。その第 6 条において、公が宴会においてこれが生じた際に徴収するとされている (P3 1984: 64)。本規定で念頭におかれているのは結婚等の一般的には教会裁判権下に置かれる案件であり、人命金は公と主教で折半されることになっている。

30 2 人の男が女のようにつかみ合い、或いは噛みつき、ないしは引っ搔くならば、主教に 3 グリヴナを [支払う]。

〈訳注〉

拡大版第 39 条参照。罰金額が 12 から 3 グリヴナに減額された。

31 男が他人の妻を殴るならば、その辱めのゆえに、法に従って彼女に[支払い]、主教に 6 グリヴナを [支払う]。

〈訳注〉

拡大版第 42 条参照。罰金額に変わりはない。

32 息子が父或いは母を殴るならば、彼を [主教付きの] 管理人が行う刑で処罰し、主教に罰金を [支払う]。

〈訳注〉

拡大版第43条参照。

33 娘が結婚を望むが、父と母が結婚させず、[娘が]自殺するならば、父と母は主教に罰金を[支払う]。息子の場合も同じである。

〈訳注〉

新条項。本条は第24条と逆のケースである。

34 修道士或いは修道女、或いは司祭、或いは司祭の妻、或いは聖餅焼き女が姦淫を犯すならば、俗人のいない場所で主教がその者を裁く。そのことで[主教は]彼ら[修道士ら]を自由に裁くことができる。

〈訳注〉

拡大版第44-45条参照。両条項が1条項にまとめられた。

35 司祭、或いは修道士が時宜をわきまえずに大酒を飲むならば、主教に罰金を[支払う]。

〈訳注〉

拡大版第46条参照。修道女が処罰の対象から外されている。

36 修道士と修道女が自分から[修道者たることを]やめるならば、主教に罰金を[支払い]、そのことでの彼ら[の懲罰方法]を定める。

〈訳注〉

拡大版第52条参照。罰金額の明示がされなくなった。

37 高位聖職者付きの民、教会の[民]、また修道院そのもののなかで起こった[案件]があれば、それに対し公の郷司は介入せず、彼らの主教の管理人がこれを監督し、彼らの死後に残った財産は主教に入る。

〈訳注〉

拡大版第54条参照。

38 誰かが、或いは余の息子が、或いは余の孫が、或いは余の曾孫が、或いは余の一族の誰かが、或いは貴族の誰かが余の決定を破り、余の契約を破り、余が府主教と教会、全ての都市の主教に与えたところの府主教の裁判に介入する者があれば、聖なる父たちの規則に従って[その者を裁判で]裁いた後、法によって処罰する。

〈訳注〉

拡大版第55条参照。

39 誰かがこの教会の裁判に介入しようとするならば、キリスト教徒の名はその者に対して付与されず、318人の聖人の名において[その者に]呪詛あるべし。

〈訳注〉

拡大版第56条参照。318人の聖人とは、ニカイア公会議に参加した主教たちを意味する。

(2) ヤロスラフの教会規定 (拡大版) 主要グループ PHБ. F. II. 251.

1 余、ウラジーミルの子である大公ヤロスラフは、その父の遺言により、キエフと全ルーシの府主教イラリオンと協議し、ギリシアのノモカノンを作成した。公、彼の貴族、そして彼の裁判官もこうした裁判案件を裁くべきではない。また余は府主教と主教たちに次のものを与える。すなわちあらゆる町に関する離婚[案件の裁判権および裁判手数料]を、また教会と府主教へ10分の1週分のムイトを与えた。その一方で彼の民にはどこにおいてもムイトを与えない。また余は[教会と府主教に]オシミニチを与えた。

〈訳注〉

本条後段は理解が困難な箇所を含んでいる。「彼の民」の具体的内容は判然としない。シチャーポフはこの一文により、教会の管轄下にある商人がムイト支払いを免除されたと述べている (P3 1984: 194)。ムイトは市場への商品輸送に際し徴収される手数料であるから、ここでいう民が商業と関係すると考えることができる。しかし教会の管轄下の商人とまで述べる場合、それはどういった人々であるのか。こうした問いに答える必要が出てくる。

「10分の1週分」とは、シチャーポフによれば、10週間毎に1週間だけ、ムイトが教会と府主教の手中に入ることを意味する。残り9週については、世俗当局(公や都市等)がこれを獲得した (Иллано 1989: 81; ППП 1952: 280)。但し「裁判権力」の著者はこれを単純に徴収されたムイトの十分の1を意味すると述べている (CBP 2003: 544)。

オシミニチ(オシミネチエ)とは、オシミナ(計量単位: 約105リットル)で計量された穀物を、市場で販売する際の商業手数料 (P3 1984: 194)。

2 誰かが[婚姻関係を結ぶために]娘を誘拐する、或いは暴力を振るう場合、それが貴族の娘であれば、その辱めのゆえに、彼女に5金グリヴナを、府主教に5金グリヴナを[支払う]。下級貴族[の娘であった場合]には1金グリヴナを、府主教には1金グリヴナを[支払う]。有産者の[娘には]その辱めのゆえに、1ルーブリを、府主教には1ルーブリを[支払う]。誘拐犯たちからは60[?]ずつを府主教は[取り]、公が彼らを罰する。

3 貴族の娘或いは貴族の妻を強姦する者があれば、その辱めのゆえに、彼女に5金グリヴナ、府主教に5金グリヴナを[支払う]。また下級貴族の[娘や妻を強姦する者は彼女らに]1金グリヴナを、府主教には1金グリヴナを[支払う]。有産者の[娘や妻を強姦する者は彼女らに]2ルーブリ、府主教に2ルーブリを[支払う]。庶民の[娘や妻を強姦する者は彼女らに]12グリヴナ・クナ、府主教に12グリヴナを[支払い]、公が処罰する。

4 貴族が大貴族[の家出身]の妻を離縁するならば、その辱めのゆえに、彼女に300グリヴナを、府主教には5金グリヴナを[支払う]。下級貴族[の家出身の妻を離縁するならば、彼女に]1金グリヴナを、府主教に1金グリヴナを[支払う]。有産者[の家の出身の妻を離縁するならば、彼女に]2ルーブルを、府主教に2ルーブルを[支払う]。庶民[の家の出身の妻を離縁するならば、彼女に]12グリヴナ、主教に12グリヴナを[支払い]、公が処罰する。

5 [未婚の]娘が、或いは寡婦が[誰かと]罪を犯し、父親や母親のところで婚外子を産み、[そ

れが] 明るみに出るなら、彼女を教会の館に収容する。

6 人妻も同じである。おのが夫なくして、或いは夫がいても、婚外子を産み、その子を殴り、ないしは家畜の中に放り込み、ないしは水に沈め [て殺害し]、[それが] 明るみに出るなら、彼女を教会の館に収容する。そのときには彼女を親族が買い戻す。

7 上級貴族の娘が [未婚のまま家に] 留まり続けるなら、府主教に5金グリヴナを [支払う]。下級貴族 [の娘] なら1金グリヴナを [支払う]。有産民 [の娘なら] 12グリヴナ、庶民 [の娘] なら1ルーブリを [支払う]。

〈訳注〉

シチャーポフによれば、ルーシでは娘に相続権がなく、両親の死後には共同体組織が彼女の世話をした。そうしたルーシの伝統は、キリスト教化の後に変化し、支払先が共同体から府主教に変わったという (P3 1984: 195-196.)。

この規定は簡素版に引き継がれなかった。その理由としてシチャーポフは、14世紀モスクワでは、娘を結婚させなかったことに対する教会による両親の処罰は時と共にその意味を失ったとする (Шанов 1972: 239)。

8 夫が妻以外の [女性と] 姦淫を犯すなら、府主教にクナ [を支払うこと] はなく、公が処罰する。

〈訳注〉

シチャーポフは拡大版の他のグループの写本と比較した上で、条文中の「府主教にクナはなく」は後代の改訂であり、元々は府主教にも罰金が支払われたと考えている (P3 1984: 196)。確かに、府主教がこの案件の裁判手続きと最初から無関係であったなら、わざわざ「府主教にクナはなく」という断り書きは不要だろう。

9 夫が別の妻と結婚するが、古い妻と別れないならば、府主教に罰金を [支払い]、新しい [妻] を教会の館に収容し、古い [妻] と暮らす。

10 妻がおのが夫のもとから他の男のもとに去り、或いは夫から離れて姦淫を犯すならば、この妻を教会の館に収容し、[この妻と通じた] 新しい夫は府主教に罰金を [支払う]。

〈訳注〉

シチャーポフによれば、本条は妻の不貞ではなく、妻の側からの離婚と新たな夫との再婚（言うまでもなく教会はこれを認めなかった）に関する規定である (P3 1984: 196)。その意味で本条は上記第9条と対応関係にある。簡素版には本条に対応する条文はない。

11 妻が悪い病気にかかるか、盲目になるか、慢性の病気にかかったとしても、そのことで妻を離縁してはならない。

12 同様 [のことで]、妻は夫を離縁してはならない。

- 13 代父が代母と姦淫を犯すなら、府主教に 12 グリヴナを [支払い]、神の指示 [により] 教会刑に [付される]。
- 14 誰かが打穀場、或いは屋敷、或いはその他のものに放火するなら、府主教に 40 グリヴナを [支払い]、教会刑に処し、公が処罰する。
- 15 誰かが自分の姉妹と姦淫をなすならば、府主教に 40 グリヴナを [支払い]、法に従って、教会刑に処すことが命じられる。
- 16 近親が結婚するならば、府主教に 40 グリヴナを [支払い]、[主教は] 彼らを離別させ、[彼らを] 教会刑に受け入れる。
- 17 誰かが 2 人の妻を娶るならば、府主教に 20 グリヴナを [支払い]、妻持ちの男のところきたその者を教会の館に [収容する]。最初の妻を法に従って [妻として] 取る。[それにもかかわらず] 狡猾にもそれ以後も、彼女を娶りつづけるならば、刑を以て彼を処罰する。
- 18 夫が自分の意志で妻と離婚するならば、[彼らが教会で] 結婚式を挙げていたならば、府主教に 12 グリヴナを支払い、また [教会で] 結婚式を挙げていなかった場合には、府主教に 6 グリヴナを [支払う]。
- 19 ユダヤ人や或いはイスラム教徒がルーシ人女性と共にいるならば、その異教徒から府主教は 50 グリヴナ [を取り]、ルーシ人女性を教会の館に収容する。
- 20 誰かが修道女と姦淫を犯すならば、[その男は] 府主教に 40 グリヴナを [支払う]。[彼を] 教会刑に付す。
- 21 誰かが動物と [姦淫を犯す] ならば、府主教に 12 グリヴナを [支払う]。[彼を] 教会刑に付す。
- 22 舅が息子の嫁と姦淫を犯すならば、府主教に 40 グリヴナを [支払い]、法に従って [舅を] 教会刑に付す。
- 23 誰かが 2 人の姉妹と姦淫を犯すならば、府主教に 12 グリヴナを [支払う]。
- 24 誰かが継娘と姦淫を犯すならば、府主教に 12 グリヴナを [支払う]。
- 25 夫の兄弟が妻の姉妹と [姦淫を] 犯すならば、府主教に 12 グリヴナを [支払う]。
- 26 誰かが継母と姦淫を犯すならば、府主教に 12 グリヴナを [支払う]。
- 27 2 人の兄弟が 1 人の女性と [姦淫を犯す] ならば、府主教に 30 グリヴナを [支払い]、その女

性を教会の館に〔収容する〕。

28 父が娘と姦淫を犯すならば、府主教に 40 グリヴナを〔支払い〕、法に従って教会の館に収容する。

29 娘が嫁に行くことを望まないのに父と母が無理矢理に〔嫁に〕出し、〔娘が〕自殺するならば、父と母は府主教に罰金を〔支払う〕。

30 誰かが他人の妻をふしだらな女と呼び、〔それが〕上級貴族の貴族の妻であったならば、その辱めのゆえに、〔彼女に〕 5 金グリヴナを〔支払い〕、府主教に 5 金グリヴナを〔支払い〕、公が処罰する。またそれが下級貴族の〔妻〕なら、〔彼女に〕 3 金グリヴナを〔支払い〕、府主教に 1 ルーブリを〔支払う〕。それが都市民の〔妻〕なら、〔彼女に〕 3 金グリヴナを〔支払い〕、府主教に 1 ルーブリを〔支払う〕。農村民の〔妻〕には 60 レザナを〔支払い〕、府主教に 3 グリヴナを〔支払う〕。

31 〔誰かが〕誰かの頭髪ないしは髭を剃るならば、府主教に 12 グリヴナを〔支払い〕、公が処罰する。

32 男が麻、或いは亜麻、あらゆる穀物を盗もうとするならば、府主教に 12 グリヴナを〔支払う〕。女も同様である。

33 男が白い麻服、或いは亜麻布、衣服を盗むならば、府主教に 3 グリヴナを〔支払う〕。女の場合も同様である。

34 誰かが結婚税と婚約税を盗もうとするならば、全てを府主教に〔支払う〕。

〈訳注〉

ここで婚約税と訳した単語 ^{ズゴロドノエ}сгородное の意味については、殆どの研究者が言及していない。アメリカの D・カイザーがその翻訳の際に「結婚税」と訳している (Kaiser 1992: 48)。また「結婚税」と訳した語 ^{スヴァテブノエ}сватебное を「裁判権力」の著者は結婚持参金と解釈する (CBP 2003: 546)。ただ、『11-17 世紀辞典』によれば、この語にはそうした意味はない (Словарь 1996: 92. См. “сватебное”)。

35 娘〔の婚約〕に関連して〔異教習慣に則り〕チーズを切る者は、〔娘に対する〕辱めのゆえに彼女に 3 グリヴナを〔支払い〕、失われた物があればこれ〔その対価〕を〔彼女に〕支払い、府主教には 6 グリヴナを〔支払い〕、公が処罰する。

〈訳注〉

民俗学者 H. スムツォフによれば、「チーズを切る」とは婚約と関係したスラヴの土着宗教の儀式である。文献史料上、12 世紀のボリス・グレブ伝、ノヴゴロドの「キリクの質問状」に登場し、16 世紀の『ドモストロイ』（家庭訓）の一部の版においては正式の結婚儀礼の一つに数えられている。19 世紀においても西ウクライナでこうした儀式の存在が確認されている (Сумцов 1996: 97)。

36 妻が夫から盗み、それが明るみになるなら、府主教に 3 グリヴナを〔支払い〕、夫が彼女を処罰

する。そのことで離婚してはならない。

37 誰かが倉庫 [から物を] を盗むならば、同様に行う [処罰する]。

38 妻が魔術師、護符使い、或いは占師、ないしは薬草を扱う者なら、夫は、それを暴いたならば、彼女を処罰する。しかし離婚してはならない。

39 2人の男が女のように掴み合い、或いは噛みつき、ないしは引つ掻くならば、府主教に12グリヴナを [支払う]。

40 妻が夫を殴打するなら、府主教に3グリヴナを [支払う]。

41 2人の女が互いに殴打し合うなら、府主教が敗者 [罪があるとされた者] から6グリヴナを [取る]。

42 いずれかの男が他人の妻を殴るならば、その辱めのゆえに、法に従って彼女に [支払い]、府主教に6グリヴナを [支払う]。

43 息子が父或いは母を殴るならば、彼を [府主教付き] 管理人が行う刑で処罰し、府主教に罰金を [支払う]。また府主教はそうした子供を教会の館に [収容する]。

44 修道士或いは修道女が姦淫を犯すならば、府主教がその者を裁く。

45 同様に司祭、或いは司祭の妻、或いは聖餅焼き女が姦淫を犯すならば、俗人のいない場所で府主教がその者を裁く。そのことで [主教は] 彼ら [修道士ら] を自由に裁くことができる。

46 司祭、或いは修道士、ないしは修道女が時宜をわきまえずに大酒を飲むならば、府主教に罰金を [支払う]。

47 誰かが自分の意志で異教的なものを食し、或いは馬肉を、ないしは熊肉を、また禁じられたものを [食す] ならば、府主教に罰金を [支払い]、[府主教が] 処罰する。

48 司祭が、他の司祭が [管轄する] 別の郡において、必要に駆られた場合、或いは病気の場合を除き、子に洗礼を施し、その [結果] 自分の郡においてではなく洗礼を施したならば、府主教に罰金を [支払う]。

49 洗礼を受けていない異国民と、或いは我が国の者といえども洗礼を受けていない者と共に、そのことを知りつつ飲み食いと共にすれば、府主教に罰金を [支払う]。

50 誰かが破門された者と飲み食いするならば、[その者] 自身が破門される。

51 イスラム教徒の女性、或いはユダヤ人女性と罪に堕ち、しかも絶縁しないなら、教会は[その]キリスト教徒を教会から破門し、[彼は]府主教に12グリヴナを[支払う]。

52 修道士と修道女が自分から[修道者たることを]やめるならば、府主教に40[グリヴナ?]を[支払う]。

53 以下の罪により、夫を妻と離婚させる。

第1の罪。妻が他人から、ツァーリや公に対する奸計があることを耳にしながらもそれを夫に知らせず、後にそのことが明るみに出るなら、[彼らを]離婚させる。

第2の罪。自分の妻が姦通者と共にいるところを夫が見つけるならば、或いは証言に基づいて彼女に訴えをおこすならば、[彼らを]離婚させる。

第3の罪。妻が自分の夫に対し、薬草ないしは他人を使って奸計を企み、また或いは[誰かが]彼女の夫を殺害しようとすることを知りつつも[そのことを]自分の夫に知らせず、後にそうしたことが明るみに出るなら、彼らを離婚させる。

第4の罪。夫の許可なく他人と出かけ、或いは飲み食いし、ないしは夫以外の者と寝て、そのことが明るみに出るなら、[彼らを]離婚させる。

第5の罪。夫以外の者と[異教儀式的な]遊興に昼夜を問わず耽り、[夫に]服従しようとしなければ、彼らを離婚させる。

第6の罪。妻が盗人を夫に差し向け、或いは盗みをはたらくよう命じるか、さもなくば自分で盗み、また商品或いは教会[の物品を]盗み、他人に[その物品を]渡すならば、[彼らを]離婚させる。

54 修道院の案件、教会の[案件]、また修道院そのもののなかで起こったことがあれば、それに対し公も[公の]郷司も介入せず、彼らの死後に残った財産は府主教の管理人の手にわたる。

55 誰かが、或いは余の息子が、或いは余の孫が、或いは余の曾孫が、或いは余の一族の誰かが、或いは貴族家門出身の余の貴族の誰かが、余の恵与状および余の決定を破り、余が府主教に与えた府主教裁判と主教に与えた教会の裁判に介入する者があれば、聖なる父たちの規則に従って[その者を裁判で]裁いた後、法によって処罰する。

56 誰かが[裁判を]裁こうとし、余と共に神の前で恐ろしい裁きに立とうとするならば、彼には、ニカイア公会議に参加した318人の聖なる教父とあらゆる聖人の呪詛があるべし。アーメン。

参考文献

クリュチェフスキー著、八重樫喬任訳

1979 『ロシア史講話』第1巻、恒文社

中村喜和

1994 『『百章』試訳(3)』『一橋大学研究年報 人文科学研究』31号、19-22頁。

Голубинский Е. Е. История русской церкви, т. 1-1, М., 1901.

Древнерусские княжеские уставы XI-XVI. М., 1976 (ДКУ.).

- Закон судный людем краткой редакции. М., 1961.
- Карамзин Н. История государства Российского. т. 2. СПб., 1842.
- Карташев А. В. Очерки по истории русской церкви. т. 1, Париж, 1959.
- Ключевский В. О. Сочинения. т. 1. М., 1959.
- Кутафин О. Е., Лебедев В. М., Семигин Г. Ю. Судебная власть России (СВР.). т. 1. М., 2003.
- Лотоцький О. «Свиток Ярославль»// Науковий ювілейний збірник Українського університету в Празі присвячений панові Президентові Чеськословенської Республіки, Проф. Др. Т. Г. Масарикові, для вшанування 75-тих роковин його народження. частина 1. Прага, 1925.
- Памятники русского права (ПРП.). вы. 1. М., 1952.
- Памятники русского права (ПРП.). вы. 3. М., 1955.
- Полное собрание русских летописей. т. 37, Л., 1982.
- Российское законодательство X-XX веков (РЗ.). т. 1. М., 1984.
- Сергеевич В. П. Лекции и исследования по истории русского права. СПб., 1883.
- Словарь русского языка XI-XVII вв. М., 1996.
- Сумцов Н. Ф. Символика славянских обрядов: избранные труды. М., 1996.
- Щапов Я. Н. Княжские уставы и церковь в древней Руси XI-XIV вв. М., 1972 (КУ).
- Щапов Я. Н. Государство и церковь древней Руси X-XIII вв. М., 1989.
- Юшков С. В. К истории древнерусских юридических сборников (XIII в.)//Труды выдающихся юристов. С. В. Юшков. М., 1989, С. 28-70. (1989-1)
- Юшков С. В. Общественно-политический строй и право Киевского государства. М., 1949.
- Юшков С. В. Правосудие митрополичье//Труды выдающихся юристов. С. В. Юшков. М., 1989, С. 336-344. (1989-2)
- Юшков С. В. Устав кн. Владимира//Труды выдающихся юристов. С. В. Юшков. М., 1989, С. 72-335. (1989-3)
- Юшков С. В. Устав кн. Всеволода//Труды выдающихся юристов. С. В. Юшков. М., 1989, С. 345-369. (1989-4)
- Kaiser D. H.
- 1980 *The Growth of the Law in Medieval Russia*. New Jersey, pp.50-60;
- 1992 *The Laws of Russia. Series 1. Vol.1. The Laws of Rus'* (Tr. Daniel H. Kaiser.). Salt Lake City, p.48.

On the Statute of Prince Jaroslav “the Wise”: Translation and Commentary

Yutaka MIYANO

Graduated school of letters, Hokkaido University

This paper translates and provides commentary on the “Church” Statute of Prince Jaroslav (d.1054). This Statute was originally drafted in the 11th century, but it was considerably revised in each Russian eparchy up to the 18th century, and served as the judicial basis of Russian society. Moreover, the Statute defines the jurisdiction of the church and prescribes punitive measures against wrongdoings that would be referred to the church.

Although a large number of studies have been made of the textlogical and chronological investigation of the Statute since the 19th century, there was little consensus. For example, N. Karamzin (1842) asserted that the Statute was drafted in the 14th century, that is, it was not the work of Jaroslav. But in 1972, J. N. Shchapov finally provided detailed evidence of when and how the Statute was drafted. He recognized the Statute as authentic, compiled by Jaroslav, and dating from 11th century.

His thesis on the Statute is widely accepted. But this paper criticizes his idea of the “historical” relations between the short and long versions of the Statute. The paper also provides translations of both versions.